

第1号様式（第7条関係）

大樹町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

大樹町長

申請者（支給対象者） 住所（申請時）
住所（犯罪発生時） 申請時同じ

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生
電 話 — —

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

- 亡くなる原因となった犯罪の内容
犯罪被害申告書（遺族見舞金）（第2号様式）
<加害者> ※のある欄は、該当する項目にレ印を付してください。
不明
住所：
フリガナ
氏名： （被害者との関係）
- 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係
配偶者（事実婚を含む） 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 あり なし
- 見舞金を支給しない場合に関する確認事項
はい いいえ
 死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、
又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にあ
りません。
 当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべ
き行為（犯罪行為を教唆又はほう助する行為など）はありません。
- 当該犯罪による傷害見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無
なし あり 受給した地方公共団体（ ）
受給額（ 円）
- 見舞金の返還
 見舞金の支給後に、大樹町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支
給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同規則第12条の規定
により、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。
- 暴力団排除の制約
 犯罪被害者又は第1順位遺族は、大樹町暴力団の排除の推進に関する条例第2
条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員及び同項第

3号に規定する暴力団関係事業者並びにこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。

上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内で町、北海道及び北海道警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（ やむを得ない理由 ）

（代理申請者） 住 所

氏 名

（署名）

生年月日 年 月 日生

電 話

— —

申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- 申請者が、当該犯罪発生時に町内に住所を有していた者、若しくは、その他町内に住所を有していた者に準ずると町長が認める者であることを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の謄本の写し又は附票の写し、町内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）
- 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）

※以下は必要に応じて添付

- ・申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき
 - その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- ・申請者が配偶者以外の者であるとき
 - 第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- ・申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき
 - 当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- ・第1順位遺族が2人以上いるとき
 - 大樹町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）

注1 のある欄は、該当する項目にレ印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。